建 築基準法施 建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の **紀行規則** (昭 和二十五年建設省令第四 [十号) (抄) 部を改正する省令案新旧 対象条文

(傍線部分は改正部分)

第 2 • 4 二 5 五 建築設備に係る部分が含まれる場合においては、 る確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。 一条の三 ては、 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の 確 に掲げる図書及び書類を添えたもの 性判定を要する場合にあつては、副本二通)に、それぞれ、 イ・ロ (1) 次の表一の各項の(()欄に!及び(2)に定める図書及び書類 (2)②に掲げる建築設備である場合にあつては、 別記第二号様式による正本一通及び副本一通 認申請書の様式 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の 欄に掲げる書類 欄に掲げる図 とその他の理由により、 (略) 当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。) 次の表二の各項の似欄に掲げる建築設備 次の表一の各項の心欄に掲げる建築設備 (略) (略) (M) 改 (建築主事が、当該書類を有していない 正 提出を求める場合に限る。 义 |書の (正本に添える図書にあつ 書類 案 明 (3)それぞれ当該(1) 設備が次の(1)及び 宗すべ 同項の規定によ (構造計算適合 当該各項 当該各項 き事 計 0 項 0) 画 こ (ろ) (3)次 12 4 第 2 • 3 二 5 五 る確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。 建築設備に係る部分が含まれる場合においては、 一条の三 ては、 確 に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつ 性判定を要する場合にあつては、副本二通)に、それぞれ、 法第六条第一項の規定による確認の イ・ロ |認申請書の様式) 別記第二号様式による正本一通及び副本一通 (2)(1)及び20に定める図書及び書類 ②に掲げる建築設備である場合にあつては、 欄に掲げる図 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の とその他の (略) 当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。) に掲げる書類 次の表二の各項の 次の表一の各項の似欄に掲げる建 (略) 理由により、 (h) 現 (建築主事が、当該書類を有していないこ ※欄に掲げる建築設備 提出を求める場合に限る。) 义 書の 申請に係る建築物の 書 類 行 築設備 明示すべき事 (3)、それぞれ当該(1)設備が次の(1)及び 同項の (構造計算適 当該各項 当該各項 規定に 計 項 0 0 画 (3) 次 合 ょ (3)12

													(十)	
										築設備	される建	定が適用	大条の規	- -
及び第二項 一項第二号 一項第二号				ターレベー	: 適つ / 用の	九条の十一	九条の四か	に第百二十	第一号並び	及び第二項一項第一号	九条の三第	令第百二十		
- の仕様書					の構造詳細図	にノベリ			1	ア士策書			(略)	(略)
の踏段の定格速(略)	(略)	(略)	位置及び構部	エレベーターの	かごの構造	/ !	保守点検の内容	ごの定格速	エレベーターの	(略)		(略)		
<u>'</u>														
													(十)	
										築設備	されて	定が適用	六条の規法第三十	
										加用	建	週 (用)	の三規十	
令第百二十				ター るエレベー	: 適 つ / 用 0	で 条	おの四か	に第百二十	第一号並び	及 一	の建 九条の三第		の 三 規 十 	
令第百二十 エスカレータ				エレ	: 滴 ~	の 十一 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	ら第百二十	に第百二十	一号並び	及 一			の規 (略) (略)	(略)

		_	<u>.</u>				
大)丨	(士) (一)						
を受けたものとする構造の安全装令第百二十九条の十第四項の認定	(v)					l ス 用 の 九 に 第 カ さ 規 条 第 二 レ る が 十 こ タ エ 適 二 十 び	
	(略)			(略)	(略)		図
第四項に係る認定書令第百二十九条の十		(3)				(略)	造 分の の の エスカレーター 位 要な支持の 及 持部 (略) (略)
	(士) (一)		<u>-</u>				
		(١٧)					一 ス 用 の 九 に 第 及 一九 条 及 一力 力 次 第 二 条 の 三 第 二 子 が 項 号三 第
	(略)			(略)	(略)		図 一 エ ス カ 造 造 ー 経 カ シ ー 経 カ シ ー の お り り り り り り り り り り り り り り り り り り
		(3)				(略)	の エ スカ の 群 の 構 造 ー と し も し し も し し も し し も し も し に も し に も し に も し に も し に に に し に に に に に に に に に に に に に

第三条 5 定による確認の申請書は、 5 (工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式) び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもにあつては、別記第八号様式(昇降機用))による正本一通及 び押印があるものに限る。) \mathcal{O} 9 (十) | $(\equiv$ (.あつては、別記第八号様式(昇降機用))による正本一通及 別記第十号様式(令第百三十八条第二項第一号に掲げるも (1) 合にあつては、それぞれ当該⑴及び⑵に定める図書及び書類 (正本に添える図書にあつては、 (略) 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一 その他の理由により、 に掲げる書類 に掲げる書類 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物であ 次の表三の各項の似欄に掲げる工 次の表二の各項の⑵欄に掲げる工作物 略 置を有するエ (建築主事が、当該書類を有していないこと レベ **ーター** 次の各号に掲げる図書及び書類とする 提出を求める場合に限る。) (略) 当該図書の設計者の 作物 の写し 当該各項の 当該 各項 記名及 項の規 0 (b) 欄 る場 (3) \mathcal{O} 第三条 5 二 三 定による確認の申請書は、 5 (工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式 0) 口 び び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたも にあつては、別記第八号様式 9 (大) | (章) 押印があるものに限る。) (1) 合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類 (正本に添える図書にあつては、 別記第十号様式(令第百三十八条第二項第一号に掲げるも 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一 (略) その他の理由により、 に掲げる書類 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である (略) 掲げる書類 次の表三の各項の 次の表二の各項の似欄に掲げる工作物 略 (建築主事が、当該書類を有していないこと い欄に掲げる工作物 次の各号に掲げる図書及び書類とする 提出を求める場合に限る。) (昇降機用))による正本一通 略 当該図書の設計者の記 当該各項の 当該各項 項の 0 記名及 (3) (3)

及の

規

欄

		(五)			
タースがまった。 タース 道で カーレ 用 の 🤌	トられ 令 明 項 条 の ラ 第 一 び 第 一 系 第 一 正 第 一 三	令第百四十三条第二項 の規定が適用される乗 用エレベーター (この項 において「乗用エレベ において「乗用エレベ しまいう。)		(\(\rangle\)	
の構造詳細図	の仕様書		(略)	図書の書類	
かごの構造エレベーターの立要な支持部分構造	(略) ボレベーターの エレベーターの (略)	(略)		明示すべき事項	(3)

	1		
	(五)		
- れ 定 十 二 第 及 一 九 奈	ーター等」という。) において「乗用エレベ 用エレベーター (この項 の規定が適用される乗 の規定が適用される乗		(1/1)
の エ		(略)	図書の書類
T	(略)		明示すべき事項

	三															
						<i>9</i> 	エスカレー	適用される	二の規定が	に令第百二	及び第二項	一項第二号	九条の三第	令第百二十		
		(略)				図] .	エマ					ーの仕様書	エフ		
(3)			(略)	造の位置及び構の主要な支持部	エスカレーター	の踏段の構造		(略)	保守点検の内容	B	野の踏段の定格速	エスカレーター		(略)	(略)	(略)
	=															
(1/1)						タ 	エスカレー	適用される	二の規定が十九条の十	に令第百二	及び第二項	一項第二号	九条の三第	令第百二十		
		(略)				図	一の構造詳細	エスカレータ					一の仕様書	カレ		
(3)			(略)			の踏段の構造	ĺ	(略)			野の踏段の定格速	エスカレーター		(略)	(略)	(略)

		別表	2 \ 8		
		第二	8	(圭) (二)	()
		別表第二(第十一条の二の三関係)	(略)		ためので を めので もの もの 光の
(略)	(1)	の三関係)		(略)	する令第百四十三条第 一項において準用 一項において準用 一項において準用 一項において準用 一項において準用 一項において準用 を全装置の構造を 一方のと 一方のと 一方のと 一方のと 一方のと 一方のと 一方のと 一方のと
	(3)				(略) (略) (略) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中
		別	2 \ 8		
		第二		(圭) (二)	()
		別表第二(第十一条の二	略)		た タ 乗 め ー ア も 観 エ の 光 バ の ー
(略)	(١١)	条の二の三関係)		(略)	制動装置の構造を制動装置の構造を実施を受けたものと
	(3)				(略) 令第百四十三条第二 令第百二十九条の十 窓定書の写し

		に 四項の認定 一年 第 日 二十	令第百二十五
(略)	電かめる場合 確かめる場合 できるものであることを で第百二十九条の十第三項第二号	確かめる場合 確かめる場合 できるものであることを で第百二十九条の十第三項第一号	令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価
	三十万円	七十万円	四十万円
			令第百二
(略)			令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価
			四十万円

建
建
始
采
其
×#
築基準法に基づ
迚
12
1.
+
基
نحر
_
<
₩
捾
完
V
箵
-
怊
松
1火
定
14K
烿
艮馬
天
쏰
,1
16
ĦĦ
关
す
、指定資格検定機関等に関する
る省令
业
13
싂
13
$\overline{}$
(平成十一
Ţ
成
1
+
年
· 建
量具
HX tD
省
$\overline{\Delta}$
ŢJ
笜
77
+
\equiv
_
叧
号)
設省令第十三号)
号) (抄)

二十一~二十四 (略) しての指定	九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者と二項、令第百二十九条の十第二項及び第四項並びに令第百二十二十一令第百二十九条の四第一項第三号、令第百二十九条の八第	一〜十九 (略) 一〜十九 (略) 十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げ第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七(指定性能評価機関に係る指定の区分)	改 正 案
二十一~二十四 (略)	第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定二項、令第百二十九条の十第二項並びに令第百二十九条の十二二十 令第百二十九条の四第一項第三号、令第百二十九条の八第	一〜十九 (略) 一〜十九 (略) 十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げま工十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七(指定性能評価機関に係る指定の区分)	現行